

庁舎食堂の営業休止について

1. 概要

食堂運営事業者より収支悪化による契約解除の申し入れがあったため、食堂の営業について休止する。

また、簡易型プロポーザル方式により、新たな受託事業者を選定する。

2. 休止期間

平成31年4月1日から1か月半程度

3. 今後の日程等

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 運営受託事業者選定手続き | 平成31年1月～3月中旬 |
| (2) 契約締結 | 平成31年3月下旬予定 |
| (3) 営業開始 | 平成31年5月中旬予定 |